

第6章 生活一般

定住外国人の人々にとっても住みやすく、活動しやすい環境づくりのため、日常生活を送る上で必要とされるさまざまな情報を容易に入手できるよう、情報提供や相談体制を整備しています。

1 各種相談等

(1) 外国人のための相談窓口

定住外国人が不自由なく活動し生活できるよう、日常生活等について相談できる「外国人相談窓口」が県内の全市町に設置されています。

また、県では、在留資格や労働問題・社会保険などに関する専門相談のための外国人相談窓口を設置しています。

詳しくは、「外国人のための相談窓口」(1~4 ページ)をご覧ください。

(2) 外国人のための人権相談

広島法務局では、日本語を自由に話せない外国人のために、通訳を配置して、人権相談所を開設しています。

名称	開催場所	内容
外国人のための 人権相談所 ※要予約	広島法務局 広島市中区上八丁堀 6-30 ☎082-228-5792 電話での相談の場合 ☎0570-090911	○対応言語 英語、中国語、韓国語、ベトナム語、 フィリピノ語、ポルトガル語、 ネパール語、スペイン語、 インドネシア語及びタイ語 ○受付日時 平日（年末年始を除く） 9：00～17：00

(3) 子育て支援

子供に関する相談窓口は、各市町の児童家庭相談窓口・母子保健担当課保健センターなどで受け付けています。

各市町が実施する子育て支援として、地域子育て支援拠点を開設し、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や、子育てに関する知識や経験を有する専門家が育児相談を受け付けています。

また、認定こども園・幼稚園・保育所等で、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を預かる支援もあります。(一時預かり事業)

詳しくは、市区町の役場へお問い合わせください。

問い合わせ先

市区町役場

困ったときは、次のところへ電話して相談できます。

① 広島県小児救急医療相談電話 (日本語のみ対応)

毎日 19:00～翌8:00

電話番号	電話回線の種類
局番なしの#8000	固定電話(プッシュ回線)、携帯電話
(082)505-1399	ダイヤル回線、IP電話、ひかり電話、大竹市の固定電話をご利用の方

夜間に子供が急病になったときに、受診の必要性やご家庭でできる応急処置などをアドバイスします。

※電話をかけると、自動音声アナウンスが流れます。そのあと、相談窓口へ転送され、看護師や必要に応じて小児科医が対応します。

② 児童家庭支援センター

子育てに関する不安や悩みなど、気軽にご相談ください。

機関名	開設時間(年末年始祝日休み)	連絡先	住所
児童家庭支援センター明日葉	月～金曜日 9:00～17:00	0823-27-5371	呉市狩留賀町3-5
児童家庭支援センターまごころ	月～土曜日 9:00～18:00	0848-24-0556	尾道市栗原町1268-1
児童家庭支援センターコスモス	月～土曜日 9:00～17:00	0829-54-2112	廿日市市丸石1-1-12

(4) 児童虐待などに関する相談(県こども家庭センター(児童相談所))

虐待・養育困難などの概ね18歳までの子育てに関する相談に応じます。

問い合わせ先

「189」(児童相談所虐待対応ダイヤル)
(お住まいの地域の児童相談所へおつながります。)

(5) DV（配偶者等からの暴力）に関する相談

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DVの悩みをひとりで抱えず、ご相談ください。

DV相談+（プラス）

<https://soudanplus.jp>

(6) 性被害に関する相談

あなたが性的暴力、セクハラ、性犯罪、ストーカー行為に悩まされている場合は、私たちに相談してください。



○性被害ワンストップセンターひろしま

日本語:<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/onestop/>

English: <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/english/eonestop.html>

▷電話相談（24時間365日受付，通常日本語）082-298-7878

▷面接は必要に応じて通訳を付けることが可能（WEBによる申込も可能）

日本語:<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/onestop/contact.html>

English: <https://onestop-h.org/contact/prefE-form.html>

(7) 消費生活相談

光回線やスマートフォン等の契約，賃貸マンション等の敷金返還，借金問題など，様々な消費者トラブルが身近なところで起きています。

困ったことがあったら，県又は市町の消費生活相談窓口にお気軽にご相談ください。

問い合わせ先

○広島県生活センター ☎082-223-6111

○各市町消費生活センター等 ☎各市町役場

○消費者ホットライン ☎188

（身近な消費生活相談窓口を案内）

広島県若者の消費者被害防止サイトから，電子メールでも相談できます。

<http://nackynailly.com/>

相談してム〜チヨ!!

広島県 相談してム〜チヨ

検索

